

新型コロナウイルス感染症関連助成金（雇用環境・均等室 関係）

妊産婦が、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業することになった場合

妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して5日以上取得させた事業主

母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた
1事業場1回限り:15万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細:[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

女性労働者が取得できる有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を整備し、労働者に周知した場合で休暇を合計して20日以上取得させた事業主

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主
対象労働者1人当たり28.5万円
※1事業所当たり5人まで
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細:[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が家族介護を行う場合

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） 「新型コロナウイルス感染症特例」

休暇5日以上10日未満 20万円
合計10日以上 35万円
〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細:[厚生労働省HP](#)をご覧ください。

労働者が小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行う場合

有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主（企業規模問わず）

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
※ 雇用保険被保険者か否かは問いません。

日額上限:13,500円、申請対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所がある企業については15,000円

〈窓口〉滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL 077-523-1190
詳細:[厚生労働省HP](#)をご覧ください。